

仕 様 書

1. 業 務 名 下関市男女共同参画に関する市民意識調査委託業務

2. 業務の目的

男女共同参画（DV対策及び女性活躍推進を含む。）に関する市民の意識や考え方を把握するため市民意識調査を実施し、回答の集計結果を令和元年に実施した前回市民意識調査及び国・県等の調査結果と比較のうえ、次期下関市男女共同参画基本計画の策定に向けた分析及び課題抽出を行うもの

3. 契約期間 契約日から 令和7年3月31日まで

4. 調査対象

- (1) 地 域 下関市内全域
- (2) 対 象 者 満18歳以上の市民 2,500人
- (3) 調査方法 郵送による調査・回収（Web上の回答も対応）
- (4) 調査時期 令和6年10月から11月の間

5. 業務内容

(1) 調査票の設計及び印刷

※・設問数は、40問程度とする。

・調査票のレイアウトの決定に当たっては、読みやすいフォントの使用や、効果的な枠線、画像等の使用により、回収率が向上するような工夫を講ずること。なお、調査票に係る調査項目及び設問は下関市で決定するが、設問の言い回しの変更、語句の置き換え等の提案を妨げるものではない。

(2) Web入力フォームの作成

Web上で回答できるよう、入力フォームを用意すること。使用するサービス等は問わない。

(3) 発送用封筒、返信用封筒等の設計及び印刷

※用紙、封筒等に係る経費を含む。

(4) 調査票の封入・封緘、宛名ラベルの貼付、及び発送

※ 発送・回収に係る料金は、受託者が負担する。

※ 発送に係る宛名ラベルは、下関市が提供する。

(5) 調査票の回収・点検

(6) データの入力・集計

(7) 図表の作成

(8) 調査結果の分析、国・山口県との比較

(9) 報告書の編集、印刷

(10) 調査結果の分析と課題をまとめた会議用資料の作成

6. 成果品

(1) 調査集計表（紙ベース、エクセル等の電子データ） 一式

(2) 報告書（A4判、簡易印刷製本、100頁程度） 150部

(3) 調査結果の分析と課題をまとめた会議用資料 一式

(4) 上記（1）～（3）に係る電子データ CD-ROM2枚

7. 個人情報保護

下関市個人情報保護条例（平成17年条例第459号）及び別記1 個人情報取扱特記事項（甲を下関市、乙を受託者と読み替えるものとする。）を遵守し、個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報保護に必要な措置を講じること。

8. 調査票の発送及び回収

(1) 調査票の発送及び回収方法

① 調査票の発送及び回収の実施に当たっては、民間事業者による信書の送達に関する法律等、各種法令を遵守すること。

② 調査票の提出先は、下関市市民部人権・男女共同参画課とする。

③ 調査票を配布する際、返信用封筒を同封することとし、あて先を下関市市民部人権・男女共同参画課（〒750-8521 下関市南部町1番1号）とすること。

④ 返信用封筒を使用した提出に係る送付方法は、郵便によること。

(2) 調査票の引継ぎ

- ① 提出があった調査票は、未開封の状態を受託者に引き継ぐものとする。
- ② 調査票は、5. 業務内容に係る全ての業務が終了次第、下関市に引き継ぐものとする。
- ③ 調査票の引継ぎに係る費用は受託者の負担とする。

9 その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項については、下関市と受託者がその都度協議のうえ、決定するものとする。
- (2) 本業務に係る成果品の著作権は、全て下関市に帰属するものとする。
- (3) 担当者は、男女共同参画基本計画、DV対策基本計画及び女性活躍推進計画関連業務に精通していること。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、事前に下関市と十分な打合せを行うこと。
- (5) 別紙1-1「特記仕様書（環境編簡易）」、別紙1-2「個人情報取扱事項」及び別紙1-3「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」に記載されている事項を順守すること。

特記仕様書（環境編簡易）

下関市（以下「甲」という。）は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、甲の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには乙の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、乙は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

乙は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

乙は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

乙は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

乙は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。

と。

- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに

類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

（関係機関への照会等）

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

（本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 乙は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。